

監査報告書

令和 2 年 6 月 2 日


学校法人 大阪聖徳学園
理事会・評議員会 御中

学校法人 大阪聖徳学園

監事

伊戸君枝 

監事

野澤意夫 

私たちは、私立学校法第 3 7 条第 3 項及び寄附行為第 9 条第 2 項の規定に基づき令和元年度学校法人大阪聖徳学園の業務及び財産の状況を監査するため、理事会、評議員会の重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聞き、重要な決裁書類等を閲覧し、清稜監査法人から私立学校振興助成法第 1 4 条第 3 項の規定に準じた監査に関する説明を受け、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人大阪聖徳学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しくしめしており、業務又は財産に関する不正の行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上

(注) 監事 伊戸 君枝、 監事 野澤 意夫 2 名とも

私立学校法第 3 8 条第 5 項に定める外部監事であります。